

一般社団法人 島根県設備設計事務所協会規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人 島根県設備設計事務所協会(以下「本会」という。)定款の運営について定め、円滑な事業の推進をはかる事を目的とする。

(会 員)

第2条 定款第5条の規定に基づく本会への入会の承認基準を次のとおり定める。

- (1) 正会員: 定款第5条による。
 - (2) 準会員: 定款第5条による。
 - (3) 賛助会員: 定款第5条による。
- 2 本会への入金は前各号の条件を具備し、理事会が適当と認めた時に承認する。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条の規定に基づく入会金及び会費は、次のとおりとする。

(イ) 正会員

入会金は50,000円とし、会費は年額50,000円とする。

(ロ) 準会員

入会金は20,000円とし、会費は年額10,000円とする。

(ハ) 賛助会員

入会金は10,000円とし、会費は年額20,000円とする。

- 2 会費の納入は、毎年6月末までに納入するものとする。
- 3 年度途中で会員になった者は、月割による額を一括納入する。

(規則の変更)

第4条 この規則は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(旅費規程)

第5条 会員及び職員が本会の用務で出張する場合の出張旅費の取扱いは、次のとおりとする。

- 2 県内出張の場合は、原則として宿泊料は支給しない。
- 3 宿泊費・日当・交通費は別表1による。
- 4 他の団体の会議等に出席する場合、その団体から旅費の支給を受けるときはその差額を支給する。
- 5 会議等において遠距離の正会員および準会員には交通費を支給する

(慶弔規定)

- 第6条 正会員の慶弔及び見舞いのときは、別表(2)による。
- 2 この規定にいう家族とは、正会員の配偶者及び直系尊属をいう。
 - 3 正会員以外の者で、本会に特に功労のあった者にも準用する。
 - 4 この慶弔規定は特別の場合を除き、本会に届出のあったものについて適用する。
 - 5 この規定に定められていない場合、または特別の場合はその都度理事会の決議による。
ただし、急を要する場合は会長がこれを専決し、次の理事会にてその承認を受けるものとする。

(他団体への入会金補助規定)

- 第7条 正会員による一般社団法人 日本設備設計事務所協会の入会金については当協会が補助を行う。

- 附則
- ・この規則は平成22年4月 1日より施行する。
 - ・改訂:第3条1、第5条(3)の変更の規則は平成23年4月 1日より施行する。
 - ・改訂:第3条(1)、第5条(5)、第6条(1)の変更の規則は平成24年6月8日より施行する。
 - ・改訂:第7条1の規則は平成25年6月13日より施行する。
 - ・改訂:第3条1、(イ)正会員の年額会費の変更は平成30年4月 1日より施行する。

(別表1)

旅 費 規 程

(規則第5条)

区分	日当	交通費	宿泊費
役員	10,000円	実費	実費
会員			

(別表2)

慶 弔 規 程

(規則第6条)

区分	本人	家 族	
		配偶者	その他
結 婚	10,000円	— 円	— 円
死 亡	10,000円	10,000円	10,000円
見舞い	5,000円	— 円	— 円